

平成 27 年 2 月 3 日

税理士 松丸会計事務所

* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

「相続税の大増税時代」スタート！ 賢い安全な相続税対策がおすすめ

平成 27 年 1 月 1 日より、相続税の基礎控除が 4 割削減されることになりました。相続についてのご相談が大変増えております。そこで相続対策について、いくつかご紹介いたします。

【養子縁組による相続税対策】

養子縁組により相続人を増やすことによって、**基礎控除額（600 万円）・生命保険の非課税枠（500 万円）を増やせます。**さらに**累進税率の緩和も図ることができます。**

養子は何人でもできますが、税務上は 1 名までしかカウントされません。

※相続権が発生しますので、慎重に検討することをおすすめ致します。

【生前贈与の活用による相続税対策】

- ① **暦年贈与**による基礎控除 110 万円を活用して、子供・孫への贈与を実行する。
金融資産・有価証券について長期計画で実行することをおすすめします。
- ② **居住用不動産の夫婦間贈与**の**非課税枠 2000 万円**を利用して、自宅の土地建物を贈与する。（20 年以上の婚姻期間が条件・自己の居住用財産のみ対象）
- ③ **教育資金の一括贈与の活用**（現行 27 年末が期限、改正案 31 年 3 月まで延長）
孫へ 1 人あたり 1500 万円まで非課税で一括現金贈与ができます。
金融機関で信託する手続きが必要です。受贈者が 30 歳までに教育資金として支出することが必要です。30 歳で残った預金には贈与税が課税されます。
- ④ **住宅取得資金の贈与の活用**
子供・孫へ住宅取得資金を非課税で一括贈与することが可能です。
非課税の枠は、取得する住宅と取得する年度により異なります。
改正案では最高 3000 万円（28 年 10 月～29 年 9 月）の非課税枠があります。
- ⑤ **結婚・子育て資金の一括非課税贈与の活用**（平成 27 年度改正により創設）
子供・孫へ結婚・子育て資金を一括で非課税贈与する制度が創設される予定です。
1 人 1000 万円まで一括で現金贈与が非課税となります。この制度も金融機関で信託する手続きが必要です。受贈者が 50 歳までに結婚・子育て等に支出することが条件です。50 歳で残った預金には贈与税が課税されます。さらに、この贈与は、
③の教育資金贈与と異なって、**贈与者が死亡した場合には、贈与した預金のうち相続発生時の預金残金に対して相続税が課税されますので注意が必要です。**

【不動産に関する相続税対策】

- ① 将来の相続税の納税資金となる不動産をあらかじめ検討しておく
- ② 未利用地にアパートを建設して、財産の評価を引き下げる
- ③ 特定居住用宅地の 80%評価減（330 m²）を利用する。
- ④ 特定事業用宅地の 80%評価減（400 m²）を利用する。
- ⑤ 賃貸用不動産（タワーマンション・賃貸マンション）を購入する。

※アパート建設・不動産購入の場合には、借入金の返済計画を慎重に検討することが重要です。

※生前に遺言書を作成しておくなど、遺産の分割について争いがおこらないように事前に検討しておくことも大切なことです。